

成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し

平成29年11月29日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## **1. 現行制度の概要**

通関業者は、輸出入者からの依頼により、輸出入者に代わって貨物の輸出入に必要な書類の作成及び申告等の業務を行っており、申告内容については、国家試験に合格し、通関業者に雇用された通関士が審査しなければならない。

通関業法においては、依頼者利益の保護及び適正な通関の確保のため、通関業者は財務大臣の許可、通関士については財務大臣の確認をそれぞれ受ける必要があり、通関業者の許可及び通関士の確認について、成年被後見人又は被保佐人であることが欠格事由として規定されている。

(参考1) 通関業法上の欠格事由の例

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・破産者であって復権を得ないもの
- ・禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行の終了から3年を経過しないもの
- ・通関業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者であって、その執行の終了から3年を経過しないもの
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

## **2. 検討**

### (1) 見直しの必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき定められた「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については、必要な見直しを行うこととされている。

(参考2) 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)(抄)

- ・成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- ・成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

通関業法においては、通関業及び通関士に係る欠格事由として、弁護士法、税理士法、医師法、保険業法等と同様に、成年被後見人又は被保佐人という形式に着目した基準を規定している。

(2) 見直しの内容

通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改める。

**3. 改正の方向性**

通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改めることが適当ではないか。